

調布市下水道用マンホール蓋設置規定

【適用範囲】

本規定は、調布市で施工する下水道本管のマンホール蓋(人孔蓋)の基本事項について規定するものである。

蓋の規格等については、「下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4(日本下水道協会平成21年3月改正)」及び「調布市型公共下水道用グラウンドマンホール 呼び300～900 性能仕様書(平成24年1月制定)」によるものとし、これらに規定するもの以外の事項として、以下のとおり定める。

【種類】

模様区分

鋳物デザイン(絵柄:さるすべり)

歩車道分離されていない道路に設置するもの。

歩道の一般部に設置するもの。

貼付け式デザイン(カラーデザイン)

指定する場所*の歩道内(乗入れ部除外)にあつて、市が設置を指示するもの。

*指定図は別紙とし、詳細な仕様は別途定めるものとする。

耐スリップデザイン

完全に歩車道分離された道路の車道内に設置するもの。

交差点内に設置するもの。

著しい傾斜地に設置するもの。

荷重区分

T-25

車道幅員(現況幅員)5.5m以上の道路に設置するもの。

5.5m未満であっても、大型車両の通行が想定される道路(切り下げ部を含む)、通過交通量の多い道路、事業実施中の拡幅予定道路は本規格を採用できるものとする。

T-14

車道幅員(現況幅員)5.5m未満及び歩道

【付加機能】

転落防止梯子は人孔深*2m以上のマンホールに設置する。

*人孔深は下流管底高さを指す。

【防護蓋(呼び径300)】

ロック機能を有するものとする。

台座と設置地盤面との間は、砕石等により間詰めを行うものとする。

【施工方法(呼び径600, 900)】

路面の開削方法は円切工法を原則とするが、これにより難しい場合や監督員の指示があつた場合は柵切工法とする。

開削寸法については特段その定めがない限り、復旧後の舗装すり付け状態等を勘案し監督員と協議し決定するものとする。

蓋の受枠と斜壁(側塊)はボルト緊結により固定するものとする。なお構造上設置が困難な場合は、監督員と協議し固定方法を決定するものとする。

斜壁にインサートナットが無い場合や、破損している場合は、あと施工アンカー(ケミカル系)を設置するものとし、あと施工アンカーについては母材とアンカーとの引き抜き強度が3本で106KN以上を安定的に確保できる仕様とする。

調整部は調整リング、無収縮流動性モルタルにより施工するものとする。ただし道路改築工事等の先行工事として行うもので、蓋の高さ調整が予定されている場合はこの限りではない。なお既設の調整リングを再使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。

斜壁(側壁)と調整リングの間、または調整リング同士から漏水を防止するため、必要な止水処理を行うものとする。

調整部は潜行作業時に支障が生じない高さの範囲内で設置するものとし、これを超える場合は斜壁交換や足掛金物の設置等の対応を行うものとする。

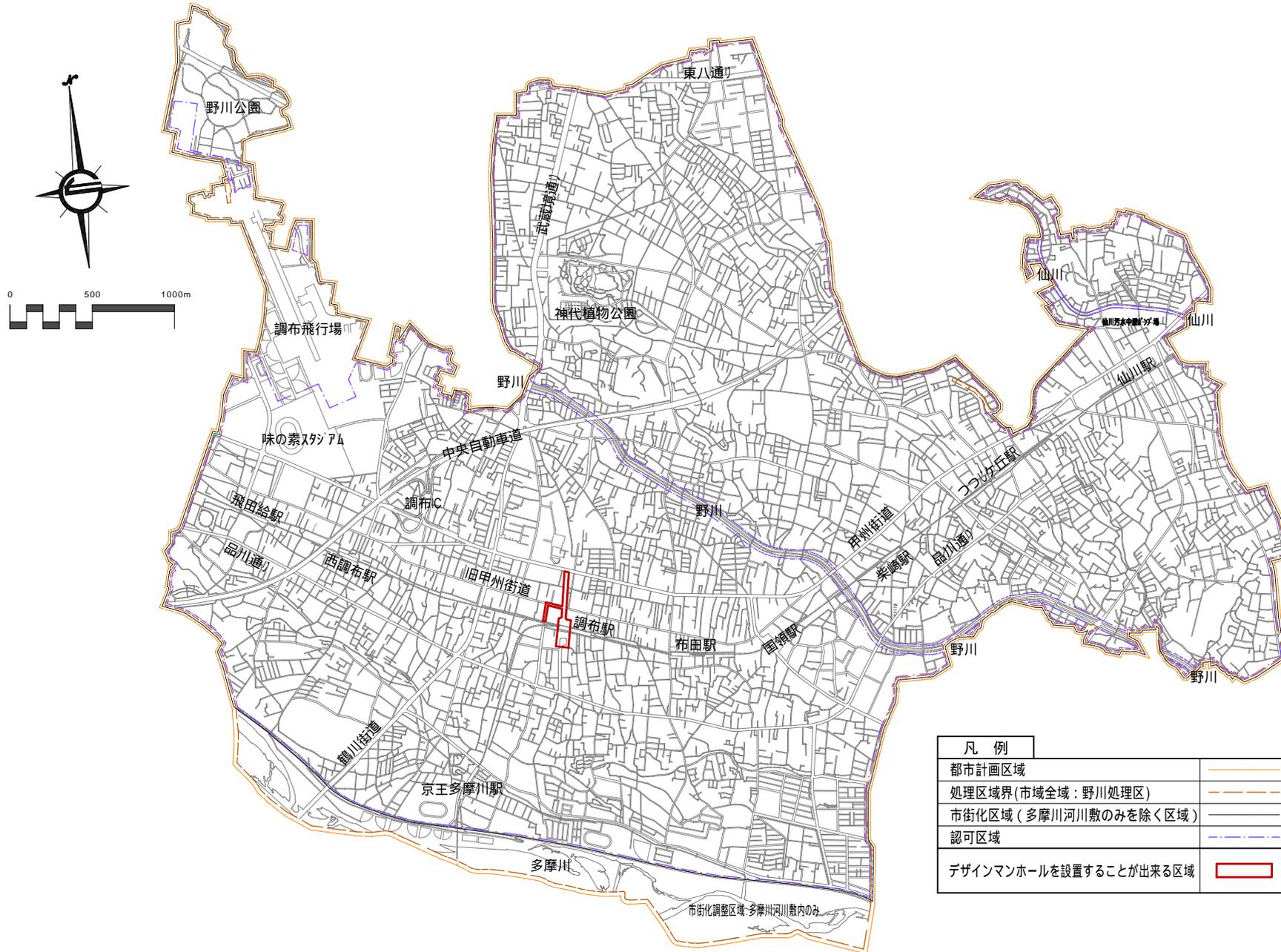
【その他】

本規定に定めのない事項または疑義がある場合や、特殊環境下に設置する蓋で上記の方法により難しい場合等は監督員と協議の上、決定するものとする。

【本基準の適用開始日】

平成28年5月1日以降に施工する工事から適用するものとする。

デザインマンホールを設置することができる区域を示した図



凡例	
都市計画区域	
処理区域界(市域全域：野川処理区)	
市街化区域(多摩川河川敷のみを除く区域)	
認可区域	
デザインマンホールを設置することができる区域	